

令和7年第9回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和7年8月25日)

奥州市農業委員会

令和 7 年第 9 回奥州市農業委員会総会議事録

令和 7 年 8 月 25 日(月) 午前 9 時 30 分
奥州市役所 講堂

第 1 会期の決定

第 2 議事録署名委員の指名

第 3 諸般の報告

第 4 議事

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 4 号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

出席委員（23名）、欠席委員（1名）

1 鈴木 洋一	2 八重樫 章	3 浅野 輝夫
4 松戸 正雄	5 千葉 英宏	6 鈴木 喜一
7 福田 貴徳	8 千葉 房志	9 佐々木 生子（欠席）
10 阿部 成明	11 菅原 利宏	12 小原 松光
13 植松 郁男	14 千葉 孝治	15 高橋 浩幸
16 紺野 弘行	17 菊地 隆文	18 三浦 正幸
19 高橋 義典	20 小澤 靖	21 岩渕 壽子
22 家子 洋子	23 星 洋子	24 伊藤 周治

事務局職員

事務局長	井面 宏
事務局長補佐	佐々木 治彦
農業振興係 係長	佐藤 康平
主事	千田 裕海絵
農地係 係長	佐藤 茂樹
主任	安倍 利紗
主事	佐々木 翔琉

議長 ただいまより、令和7年第9回奥州市農業委員会総会を開会いたします。
欠席の届出委員は、9番、佐々木生子委員です。
出席委員は定数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。
なお、農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定に基づき、佐藤永匡推進委員、梅原成人推進委員、岩渕修推進委員に出席を求めています。
委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上、発言するようお願いいたします。
本日の会議は、総会日程にしたがって進めて参ります。

議長 日程第1、会期の決定を、議題といたします。
お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、当職より指名したいと思います。これにご異議ございませんか。
(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、7番、福田貴徳委員、8番、千葉房志委員の2人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。
事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは、主要会務をご報告し、諸般の報告とさせていただきます。
1ページをご覧ください。
令和7年7月16日から8月16日までの主な内容をご報告申し上げます。
7月16日から17日にかけて、岩手県都市農業委員会会長会の年度総会及び研修会が八幡平市で開催されております。伊藤会長及び事務局長の私が出席しております。
7月17日、農政専門委員会視察研修会として、金ケ崎町の岩手県立農業大学校を視察研修しております。
7月23日、奥州市認定農業者協議会からの要請を踏まえまして、意見交換会

を開催し、本市の農作業標準額に関する意見交換を行ってございます。

7月25日、令和7年第8回総会を開催し、農地案件8件について審議決定いただいております。以上でございます。

議長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。

質問がありましたらご発言願います。

(「議長」の声あり) 5番、千葉委員。

5番委員 5番、千葉です。

現地研修会の部分について、何か奥州市の参考となる施設はありましたか。

(「議長」の声あり)

議長 井面事務局長。

事務局長 お答えいたします。現地研修では2カ所視察いたしました。

まずは、八幡平市の施設でありますキャトルセンター、もう一つは八幡平市役所の目の前にある圃場整備区域です。

本市は、このようなキャトルセンターは持ってございませんが、八幡平市は繁殖牛、乳牛の育成施設を整備し、指定管理において、地元の農協が運営をしているといった事業の進め方の観点から大変参考になりました。

また、圃場整備は平場ではありましたが、水源を分水等で排水をする施設なども整備しており、これも大変参考になりました。

5番委員 承知しました。大変お疲れ様でした。

議長 他にありませんか。

(「議長」の声あり)

議長 22番、家子委員。

22番委員 22番家子です。7月17日の農政専門委員会の視察研修についてです。

今回の農業委員会だよりも掲載予定ですが、どなたか感想をお聞かせいただきたいです。

議長 (「議長」の声あり) 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 視察して感じたのは、教育プログラムが充実していることです。農業大学校では、各種資格も取得できますし、また、四年制大学に進学するケースもあるとのこと。また、施設及び設備等も充実していて、学生さんたちも目を輝かせて学んでいるようでした。また、帰る際には、学生さんから手を振っていただき、とても和やかな雰囲気での視察研修でした。

22番委員 わかりました。農業大学校への進学という選択肢が広がり、就農する人が増えれば明るい未来が見えてくると思います。ありがとうございます。

議長 他にありませんか。

(「議長」の声あり) 21 番、岩渕委員。

21 番委員 今回発行する農業委員会だよりに農業大学校のことを書いておりますが、私も過去、学生を受け入れていました。長い期間受入れをしましたので、農業大学校のことは大体わかります。当時の学生が今何をやっているのだろうと考えることもあります。楽しい時間でした。

議 長 ありがとうございます。他にありませんか。
質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議 長 日程第 4、議事に入ります。
報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出についてを議題といたします。事務局をして報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書 2 ページをご覧ください。

今月の報告件数は、相続による所有権の取得 38 件です。番号 1 について水沢東地区、羽田地区担当の委員に、番号 22 について愛宕地区担当の委員に情報提供をさせていただく予定です。各地域担当の農業公社の農地コーディネーターにも情報提供予定です。

市外の方への相続となるのが、番号 2、番号 3、番号 8、番号 10、番号 15、番号 19 から番号 21、番号 22、番号 29、番号 34 の 11 件です。

以上、ご報告します。

議 長 報告第 1 号について説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたらご発言願います。

(「議長」の声あり) 22 番、家子委員。

22 番委員 家子です。8 ページの 32 ですが、単純に田を相続したとのことですが、現状は宅地なので、このままで良いのでしょうか。

(「議長」の声あり)

議 長 佐藤農地係長。

農地係長 お答えいたします。こちらについては、相続したということで、届出に基づきますので、このまま受け付けております。今後については、現況について、所有者から農業委員会に相談が来ると思いますので、その際に対応させていただきたいと考えております。

議 長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、報告第 1 号について終結いたします。

議長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 議案書10ページをご覧ください。今月の報告件数は、1件です。

解約の理由は、借受地売買のための解約1件等となっております。

また、関連議案についてですが、事前にお配りしておりました議案関連表のとおりです。

以上、ご報告します。

議長 報告第2号について説明が終わりましたので質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第2号を終結いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定により許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 議案書11ページをご覧ください。今月の案件は、所有権の移転が9件、使用貸借権の設定が2件の計11件です。

番号1は、新規就農のため、総額30万円で売買するものです。耕運機、草刈り機を所有しており、自家用野菜を作付け予定です。

番号2は、相続財産清算業務のため、金額4万円で売買するものです。

番号3は、借受地取得のため、総額300万円で売買するものです。

番号4は、労力不足のため、金額3万8000円で売買するものです。

番号5は、労力不足のため、総額7万7000円で売買するものです。

番号6は、親戚へ贈与するものです。

番号7は、耕作不便地であるため、贈与するものです。

番号8は、使用貸借により貸し付けていた農地の一部を生前部分贈与するものです。

番号9は、新規就農のため、使用貸借権を設定するものです。

トラクター、草刈り機を所有しており、ピーマンを作付け予定です。

番号11は、労力不足のため、金額20万円で売買するものです。

以上、11件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術及び通作距離などについて問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしくお願いします。

議長 議案第1号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり) 18番、三浦委員。

18番委員 18番、三浦です。3番についてですが、10ページの案件と同じですよ。継続だとは思いますが、このときから、貸し手、借り手の関係であったので、労力不足となるのは、どういう意味でしょうか。

議長 (「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 質問にお答えします。今回、譲渡人になっている方は、共有名義となっており、2名の方が持っている農地になります。

ここの農地は、以前相続で取得した農地になりまして、このとおり2人での所有となっています。住まいが東京都のため、遠方ということもあり、ご自身で管理していくのが難しいとのことであるため、労力不足と記載させていただいたものです。

議長 (「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 補足いたします。借受けをしていたところは4筆のうち2筆となります。また、2ページの報告第1号の2番、3番の案件をご覧ください。こちらの方が所有者になりまして、全部で7筆の相続されているうちの4筆がそれも状態のいい部分について、借受けをしていた2筆と併せて、譲り渡すということになります。自作部分については、ご実家がこちらに住んでいないということもあり、労力不足とさせていただきました。

18番委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

(「議長」の声あり) 5番、千葉委員。

5番委員 議案について、異論はありませんが、地域計画とは違う方への売買、相続等で発生した場合は、地域計画を筆単位で直していくものなののでしょうか。

議長 (「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 地域計画と照らし合わせて、修正等があれば協議をして、進めております。

5番委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、計画案に異議なしと決するに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり許可と決定されました。

議 長 議案第2号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）佐藤農地係長。

農地係長 議案書は14ページとなります。

今回、意見を求められている案件は、賃借権の設定6件、使用貸借による権利の設定1件、農地売買等事業に係る案件4件の合計11件となります。

番号1から番号7は、農地中間管理機構が貸付人から賃借権の設定などを受けると同時に、借受人に対して同じ賃借権の設定などを行う計画案となっています。

番号8から番号11は、農地売買等事業に係る案件で、農地中間管理機構が譲渡人である所有者から申請地を買入れると同時に、譲受人への売渡しを行う計画案となっています。

農地の所有者、農地所在地番につきまして、事前に確認を行っております。また、賃借権の設定等を受ける者がすべての農用地を効率的に利用し耕作の事業等を行うことを確認しております。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 議案第2号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、計画案に異議なしと決するに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、計画案に異議なしと決定されました。

議長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 安倍主任。

主任 議案書17ページとお手元の補足説明資料をご覧ください。今月の案件は3件です。

番号1は、売買により従業員等駐車場6台分を整備するものです。

番号2は、使用貸借により自己住宅を整備するもので、事業実測面積は408.18㎡です。

番号3は、売買により自己住宅を整備するものです。

いずれの案件も補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号1を8月8日に千葉孝治委員、佐藤永匡 推進委員と、番号2を8月7日に千葉英宏委員、梅原成人推進委員と、番号3を8月7日に千葉房志委員、岩渕修推進委員と、いずれの日も事務局同行のうえ現地確認を行いました。

番号1は、農地としての利用はなく、荒れており、草刈り等の維持管理は確認できませんでした。今回の計画は転用の確実性に問題のないものと判断されるため、許可後、事業実施により解消されるものと確認いたしました。

番号2、および番号3は、いずれも畑として適正に管理されておりました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしく願いいたします。

議長 議案第3号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）安倍主任。

主 任 議案書 18 ページをご覧ください。今月の案件は 1 件で、平成 16 年頃に居宅への進入路を舗装して以来、宅地として利用しているものです。

続きまして、現地確認報告をいたします。8 月 8 日に千葉孝治委員、佐藤永匡推進委員と、事務局同行のうえ現地確認を行いました。

現地は証明願のと通りの現状で、農地以外の用途で利用され、20 年以上が経過しており、かつ農地に復旧は困難であることを、確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 議案第 4 号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、証明願いのとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は、証明願のとおり決定されました。

議 長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 皆さん、ご起立願います。

議 長 ご苦労様でした。

（閉会 10 時 5 分）